

第9期中野区健康福祉審議会 地域福祉部会（第3回）

提案事項回答書 兼 意見・質問票

氏名 _____

区役所の会議に参加する場合は、「提案事項回答書兼意見・質問票」の提出は必要ありません。

(1) 送付方法・送付先 (①～③いずれかの方法でお願いいたします)

①メール：fukusisuisin@city.tokyo-nakano.lg.jp

②FAX：03-3228-5662

③郵便：〒164-8501 中野区中野4-8-1 中野区福祉推進課健康福祉企画係 宛て

(2) 送付期限：7月21日（火）必着

期限後のご提出については、実施通知をご確認ください。

別紙提案事項への回答について	
(1) 第1号議案	
<input type="checkbox"/> 同意します	<input type="checkbox"/> 同意しません

議事に対する意見・質問の有無	
<input type="checkbox"/> 意見・質問がある	<input type="checkbox"/> 意見・質問はない
議事	ご意見、ご質問内容
「全世代向け地域包括ケア体制構築に向けた相談・連携体制について」(議事1)について	
「子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制について」(議事2)について	

裏面に続きます→

その他

【本票の取扱について】

提案事項に対する回答及び議事に対する意見・質問をいただくことで、審議に参加いただけます。いただいた回答及び意見・質問は、部会の開催方法に応じて、以下のとおり活用させていただきます。なお、いずれの場合にも、取りまとめた資料については区ホームページでの公表を予定しております。

(1) 区役所で会議を開催した場合

・ 提案事項に対する回答

出席委員と書面参加委員の同意数が合計7以上（部会委員12名の過半数）の場合、その場で提案事項を可決とし、7未満の場合、否決とします。

・ 議事に対する意見・質問

出席委員にご紹介し、審議の材料といたします。

ただし、提出期限後にご提出いただいた場合には、ご紹介できない場合があります。

(2) 書面による開催とした場合

・ 提案事項に対する回答

委員の同意数が7以上（部会委員12名の過半数）の場合、提案事項を可決とみなし、7未満の場合、否決とみなします。

・ 議事に対する意見・質問

いただいた意見・質問を取りまとめ、第4回の部会で配布するとともに、事務局から回答・報告させていただくことを予定しております。